

令和4年度大学入学者選抜実施要項(令和3年6月4日)に関する

Q&A

令和3年9月10日
令和3年10月11日更新
文部科学省高等教育局
大学振興課大学入試室

第3 入試方法	7
Q1 専門職業人養成を目指す学部・学科において、当該職業に従事することへの受験生の意欲や適性をこれまで以上に評価できるように学校推薦型選抜や総合型選抜の募集人員を今後増やしたいと考えているが、それぞれの選抜区分の募集人員に上限はあるのか。	7
第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表	7
Q2 追試験や振替受験の設定はいつまでに公表すればよいのか。	7
第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等	8
1 試験期日等(2) 関係	8
(受験機会確保を必要とする対象者関係)	8
Q3 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要請する趣旨は、新型コロナウイルスに罹患又は罹患しているおそれのある者の受験機会を確保するためということか。	8
Q4 受験予定だった試験を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことを理由に追試験を許可する場合に診断書等の提出を求めることは可能か。	8
(受験機会確保関係)	8
Q5 実施するすべての個別学力検査において、追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施する必要があるのか。	8
Q6 複数の試験日程終了後にそれぞれの試験の追試験を一括して実施することは可能か。	8
Q7 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行う代替措置として、受験料を返金し、改めて別日程の一般選抜の受験を案内することは可能か。	9
Q8 Q7に関する対応が可能な場合に、当初予定していた受験料よりも案内する一般選抜の受験料が高額となっても構わないか。	9
Q9 Q7に関する対応において別日程を案内したが、入学志願者が受験しなかった場合には、大学としては受験機会を確保するための措置を講じたものと考えてよいか。 ..	9
Q10 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要するのは、総合型選抜・学校推薦型選抜を含むすべての選抜においてなのか。	9
Q11 Q10に関連して、2月1日以前に個別学力検査を実施すれば受験機会の確保のための	

- 配慮は不要なのか。…………… 9
- Q12 一般選抜における個別学力検査において別日程への受験の振替を行う場合、総合型選抜で実施する個別学力検査に振り替えることは可能か。…………… 10
- Q13 共通テストを利用しない一般選抜の追試験を、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせで選抜することを検討しているが、大学入試センターから成績提供をしてもらえるのか。…………… 10
- Q14 一般選抜後期日程しか実施しない国立大学が追試験を実施する場合、令和4年3月25日までの学力検査や3月31日までの合格発表を行うためには、2週間程度の期間を設けることが困難であるが、どのように対応すべきか。…………… 10
- Q15 人口呼吸器等による治療を行わなかった場合の退院基準として示されている「発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過」とは、発症日+10日経過+症状軽快後72時間経過ということか。…………… 10
- Q16 3月末に実施する試験の追試験を実施、可否判定をする場合、追試験の期日が3月26日以降となったり、合格発表が4月1日以降となることは許容されるのか。…………… 11
- Q17 3月末に試験を実施する場合は、追試験を実施しなくともよいという理解でよいか。…………… 11
 (受験機会の確保のための個別学力検査関係) …………… 11
- Q18 「個別学力検査」には、小論文、面接、実技検査等は該当しないと考えられるため、これらの選抜においては、実施要項における受験機会確保の措置(追試験、試験振替の実施)を必ずしも求めるものではないという理解で良いか。…………… 11
- Q19 一般選抜において個別学力検査実施日と面接試験実施日が異なる場合に、新型コロナウイルス感染症等に罹患したため、面接試験のみ受験できなかった受験生に対し、追試験等の対応が必要か。…………… 11
- Q20 新型コロナウイルス対策として、最初から個別学力検査を取りやめて大学入学共通テストの結果で選抜するように変更してよいか。…………… 12
- Q21 追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。…………… 12
- Q22 別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。…………… 12
- Q23 本来受験する予定だった試験で個別学力検査を実施している場合において、追試験は個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。…………… 12
 (定員管理関係) …………… 12
- Q24 募集人員の考え方について、追試験を実施する場合、対象受験生は、本来受験する予定だった試験における受験生として取り扱うということによいか。また、振替を実施する場合、対象受験生は、振替先の試験の受験生として扱うということによいか。…………… 12

- Q25 選抜における最後の日程において追試験を設けた場合、追加合格者数が想定できず、入学定員充足率に影響が生じることが考えられる。令和4年度大学入学者選抜においても昨年度のような、入学定員超過に係る取扱いを緩和することは検討しているか。… 13
- 1 試験期日等（5）関係** …… 13
- Q26 資格・検定試験等を選抜の資料に活用している場合について、既に延期又は中止になった検定日等があり、受験生が出願時に必要な資料を準備できない場合には、例えば合否判定の開始前まで提出期限を延期することは可能か。… 13
- 4 その他（1）関係** …… 13
- Q27 受験機会確保の方策について、大学が公表する際には、具体的な追試験の実施期日や振替先の日程、その教科・科目まで明示する必要があるのか。または、当該選抜において追試験や別日程への受験の振替を行うということのみ公表すればよいのか。… 13
- 別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について** …… 14
- Q28 別紙様式1（調査書様式）の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。… 14
- Q29 各都道府県教育委員会等が構築した校務支援システム等において、調査書の各欄に文字数制限があり、必要な情報が記載出来ない場合、どう対応すればよいか。… 14
- Q30 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。その際、契印を押す必要があるか。… 14
- Q31 調査書の印刷の出力形式について、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、大学に提出して構わないか。… 14
- Q32 Q31について、「調査書記入上の注意事項等について」の4のとおりA4で出力する場合も大学に確認が必要なのか。… 15
- Q33 平成31年4月1日より、高等学校等では従来の「総合的な学習の時間」に代わり、新高等学校学習指導要領による「総合的な探究の時間」が先行実施（現高校3年生から）されていることから、本年6月4日付で周知されている実施要項の別紙様式1の調査書の「総合的な学習の時間」と表記されている箇所は、「総合的な探究の時間」としてもよいか。… 15
- Q34 部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいのか。… 15
- Q35 各大学等が求める能力・適性等は、全生徒について「8. 備考」欄に記載しなければならないのか。… 15
- Q36 実施要項第14の2(2)について、「新型コロナウイルス感染症の影響により、出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の

入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。」こととされているが、「記載が 少ないこと等」の「等」には、新型コロナウイルス感染症の影響による出席停止等も含ま れていると理解してよいか。	16
Q37 「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度大学入学者選抜に おける調査書の取扱いについて（通知）」（令和3年10月1日付け3文科高第709号高 等教育局長通知）の取扱いは、令和4年度大学入学者選抜に限る取扱いという理解でよい か。また、次年度以降はどのような取扱いになるか。	16
Q38 同通知において、「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないことと されているが、「0」と記載すべきか。また、他の「出席しなければならない日数」など も同様に記載しなくてよいのか。	16
Q39 同通知において、「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないことと されているが、3年生の欄のみ記載しないということか。	16
Q40 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載す ることができるのか。	17
Q41 調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいか。	17
別添 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施 のガイドライン	17
1. 関係	17
Q42 ガイドラインのとおりに入学者選抜を実施しなければならないのか。	17
Q43 文部科学省が通知しているガイドラインは各大学の個別入試を対象にしていると理 解すればよいか。	17
2. (1) 関係	18
Q44 受験者間の距離が1メートルを超えていれば試験室の収容定員の半分程度を超える 試験室で試験を実施してもよいのか。	18
Q45 発熱・咳等の症状がなく、マスクを着用できない受験生が複数名いた場合、2メー トル以上の間隔での座席配置を行うことで、同室としてよいか。	18
Q46 マスクの着用が困難な受験生や、発熱・咳等の症状のある受験生の控室については、 これら以外の一般の受験生の控室とは別に用意すべきか。	18
Q47 試験前日など直前に学生又は教職員の感染が判明した場合でも予定どおり試験を実 施することは可能か。	18
Q48 学内感染者が活動した範囲が試験実施までに特定できない場合は、どのような対応 が必要か。	19
Q49 受験前に受験生が濃厚接触者であるかどうかを確認する方法はあるのか。	19
Q50 Q49について、他の疾患等による追試験対象者と違い、診断書等での確認が出来な いことについて、自己申告のみで大学で判断してよいのか。	19
Q51 2. (1) ⑨「面接試験、実技試験の実施」では、昨年ガイドラインにて「常時ドア	

を開放しておくこと」とされていた箇所が常時ではなくなった。一方で、2. (2) ⑦「換気の実施」では、昨年記載がなかった「ドアの常時開放等の工夫」が記載されている。	19
Q52 受験生と接触する可能性のある試験監督者等にコロナワクチンの接種を推奨してもよいか。	20
2. (2) 関係	20
Q53 受験生に対し、試験当日はマスクの着用を義務付けることは可能か。	20
Q54 マスク着用の義務付けについて、試験時間中は会話をしないことから、マスクを外して受験することを希望する者がいる場合には、許可してもよいか。	20
Q55 受験時に不織布製のマスクを着用するよう、受験生に周知してよいか。	20
Q56 濃厚接触者として受験前に把握できた場合は、受験を控えてもらうべきか。	21
Q57 無症状の濃厚接触者が受験を希望する場合には必ず受験を認めないといけないのか。	21
Q58 無症状の濃厚接触者の受験を認める場合の要件を満たしているかどうかの確認は、本人からの申告のみで大学が判断してよいのか。	21
Q59 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。	22
Q60 昼食時間は、例年、午前中の試験終了後から午後の試験開始までの休憩時間に設定している。このような設定の仕方をしていけば「時間を限定して設定」したことになるのか。	22
Q61 昼食以外の飲食について、受験生の控室などでの飲食は禁止とするべきか。	22
Q62 全員一律に検温する必要はないとのことだが、当日の朝に検温をし忘れた受験生に対して、検温できるスペースを設けることは可能か。	22
3. 関係	22
Q63 新型コロナウイルス感染症に罹患していたため入院していた者が退院した場合に、退院直後であっても受験を認めることは可能か。	22
Q64 ガイドライン3. ③に新型コロナウイルスワクチンの接種を受験要件としないことと明記されているが、同ガイドラインの3. ⑦では、受験生に予防接種を受けておくことが望ましいと明記されており、矛盾しているのではないか。	23
Q65 新型コロナウイルスのワクチン接種の有無を受験要件にはしないということであるが、大学の判断で接種者と未接種者の試験室を分けて試験を実施しても良いか。	23
Q66 新型コロナウイルスに罹患していないことの証明や新型コロナウイルスワクチンの接種を受験要件にすることはできないが、任意にそうした情報を受験生から提出してもらうことは可能か。	23
Q67 3. ⑤に「37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め」と記載があるが、平熱	

が高い受験者や、緊張等により37.5度以上の熱が出る受験者がいることが想定される。

この場合に37.5度という基準をどのように取り扱えばよいか。…………… 23

Q68 何のために受験生に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の導入を推奨するののか。…………… 24

Q69 COCoAをダウンロードしている受験生が受験時に感染していた場合や濃厚接触者だった場合には、何らかの情報が大学にも連絡されるのか。…………… 24

第3 入試方法

Q1 専門職業人養成を目指す学部・学科において、当該職業に従事することへの受験生の意欲や適性をこれまで以上に評価できるように学校推薦型選抜や総合型選抜の募集人員を今後増やしたいと考えているが、それぞれの選抜区分の募集人員に上限はあるのか。

A 令和4年度大学入学者選抜実施要項(以下「実施要項」という。)において、学校長の推薦がなければ受験できない学校推薦型選抜は、学部等募集単位ごとに入学定員の5割を超えないこととされていますが、公募型の総合型選抜については、募集人員に関する制約はありませんので、それを踏まえ、各大学において学校推薦型選抜と総合型選抜の募集人員の設定をご検討ください。

なお、医師などの高度な専門知識等が必要な職業分野を目指す入学者を総合型選抜で決定することは、入学後の学修や目指す職業とのミスマッチを防止する効果が期待できることから、本年度の実施要項では、入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意することとしています。

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

Q2 追試験や振替受験の設定はいつまでに公表すればよいのか。

A 実施要項第7の1にあるとおり、入試方法の区分ごとに、

- ・個別学力検査の実施教科・科目、
- ・入試方法(小論文の出題や面接の実施等)、
- ・その他入学者選抜に関する基本的な事項

を公表することが必要です。

昨年度同様、今年度も、新型コロナウイルス感染症等に罹患した受験生の受験機会を確保するため、各大学は、

(ア)追試験の設定

(イ)追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験振替

のいずれか一つを必ず講ずることが求められていますので、必ずしも7月31日までに公表が必要ではありませんが、決定次第速やかに公表をお願いします。

なお、個別学力検査の出題内容に関することで差し支えがあるような場合以外は、出来る限り具体的に措置内容を公表するようお願いします。

第 14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等

1 試験期日等(2)関係

(受験機会確保を必要とする対象者関係)

Q3 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要請する趣旨は、新型コロナウイルスに罹患又は罹患しているおそれのある者の受験機会を確保するためということか。

A 要請の趣旨は貴見のとおりです。一方、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の3. ④において追試験等の受験の検討を要請する対象者は、試験の前から継続して発熱・咳等のある受験生としていますので、疾病等により受験予定の試験を受験できなかったことを証明する医師の診断書の提出があった場合には、新型コロナウイルス感染症の罹患に限らず、追試験の受験を認めることが適切と考えています。

Q4 受験予定だった試験を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことを理由に追試験を許可する場合に診断書等の提出を求めることは可能か。

A 実施要項で追試験等を設けることとしている趣旨は、新型コロナウイルス感染症等に罹患し、試験をやむを得ず受験することができなかった者の受験機会の確保が目的ですので、受験予定だった試験を受験することができなかったことを証明する医師の診断書の提出を求めることは可能と考えます。

ただし、ガイドラインの2. (2)③において、診断書の提出を求める場合には、感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫状況等により、その提出等が困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応することとしていますので、予め診断書提出の要否や求めない場合の対応について、早めに受験生に周知をお願いします。

(受験機会確保関係)

Q5 実施するすべての個別学力検査において、追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施する必要があるのか。

A 受験生の受験機会確保の観点から、少なくとも学部等の募集単位で、追試験の設定又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施してください。

Q6 複数の試験日程終了後にそれぞれの試験の追試験を一括して実施することは可能

か。

A 可能です。

Q7 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行う代替措置として、受験料を返金し、改めて別日程の一般選抜の受験を案内することは可能か。

A 返金手続きや再度の出願手続きが受験生にとって過度に負担になるようなことがなければ可能と考えます。

Q8 Q7に関する対応が可能な場合に、当初予定していた受験料よりも案内する一般選抜の受験料が高額となっても構わないか。

A 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行うこととしており、受験生の想定と異なる追加の受験料を求めることは妥当ではないと考えます。

Q9 Q7に関する対応において別日程を案内したが、入学志願者が受験しなかった場合には、大学としては受験機会を確保するための措置を講じたものと考えてよいか。

A 追加的な受験料の負担がないということであれば、受験機会を確保するための対応がなされたものと考えます。

Q10 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要するのは、総合型選抜・学校推薦型選抜を含むすべての選抜においてなのか。

A 2月1日以降に実施する個別学力検査が対象ですが、総合型選抜や学校推薦型選抜においても適宜受験機会が確保されるよう配慮をお願いします。

Q11 Q10に関連して、2月1日以前に個別学力検査を実施すれば受験機会の確保のための配慮は不要なのか。

A 個別学力検査の実施は実施要項において2月1日以降とされております。

Q12 一般選抜における個別学力検査において別日程への受験の振替を行う場合、総合型選抜で実施する個別学力検査に振り替えることは可能か。

A 選抜方法が異なる場合、一般選抜の受験生と、個別学力検査以外の評価も含めて可否判定する他の選抜の受験生の成績を単純比較することは困難と考えます。ただし、総合型選抜の個別学力検査を活用し、当該学力検査が実施される日程で一般選抜における追試験を実施することは可能と考えます。

Q13 共通テストを利用しない一般選抜の追試験を、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせで選抜することを検討しているが、大学入試センターから成績提供をしてもらえるのか。

A 共通テストの利用を予定していない選抜区分の場合、共通テストを受験する予定がない受験生にとっては、共通テストの受験やそのための検定料等の追加的な負担が生じることから、受験生に対し、共通テストの出願開始前(9/26以前)に周知している場合を除き、追試験の選抜資料として共通テストの成績を活用することは、望ましくないと考えます。

なお、本来受験する選抜区分において共通テストを利用する場合には、ご質問のような方法で追試験を実施することは可能と考えます。

Q14 一般選抜後期日程しか実施しない国立大学が追試験を実施する場合、令和4年3月25日までの学力検査や3月31日までの合格発表を行うためには、2週間程度の期間を設けることが困難であるが、どのように対応すべきか。

A 共通テストについては、本試験の2週間後に追試験が行われますが、この2週間という期間は、一般選抜における追試験の設定にも適用されるものではありません。例えば、後期日程終了後、10日程度の期間を設けて追試験を実施することで、3月25日までに試験を実施することは可能と考えます。

また、試験実施が困難な場合には、大学入学共通テストの成績と口頭試問や面接、志願者本人が記載する資料等を活用して追試験を実施することも可能と考えます。

Q15 人口呼吸器等による治療を行わなかった場合の退院基準として示されている「発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過」とは、発症日+10日経過+症状

軽快後 72 時間経過ということか。

A 発症日を0日として、10日経過していることと症状軽快後72時間経過していることが満たされている場合になりますので、発症日から10日経過するまでの間に症状軽快後72時間経過していれば、発症日から10日経過をもって退院可能です。なお、退院基準等については更新されていることがございますので、最新の情報は、厚生労働省HP等においてご確認ください。

Q16 3月末に実施する試験の追試験を実施、合否判定をする場合、追試験の期日が3月 26 日以降となったり、合格発表が4月1日以降となることは許容されるのか。

A 試験期日は2月1日から3月 25 日まで、合格者の決定発表は3月 31 日までを順守するようご対応ください。

Q17 3月末に試験を実施する場合は、追試験を実施しなくともよいという理解でよいか。

A 試験期日は2月1日から3月 25 日まで、合格者の決定発表は3月 31 日までとされていますので、このことを念頭に各大学においてご判断ください。

(受験機会の確保のための個別学力検査関係)

Q18 「個別学力検査」には、小論文、面接、実技検査等は該当しないと考えられるため、これらの選抜においては、実施要項における受験機会確保の措置(追試験、試験振替の実施)を必ずしも求めるものではないという理解で良いか。

A 個別学力検査には該当しないため、必ず講ずることを求めるものではありませんが、受験機会確保の観点から、可能な限り同様の配慮をお願いします。

Q19 一般選抜において個別学力検査実施日と面接試験実施日が異なる場合に、新型コロナウイルス感染症等に罹患したため、面接試験のみ受験できなかった受験生に対し、追試等の対応が必要か。

A 面接等は、個別学力検査には該当しないため、面接等の単位で追試験を講ずることを求めるものではありませんが、個別学力検査と組み合わせて選抜する場合には、受験機会確保の観点から、個別学力検査と同様の配慮をお願いします。

Q20 新型コロナウイルス対策として、最初から個別学力検査を取りやめて大学入学共通テストの結果で選抜するように変更してよいか。

A 各大学のアドミッション・ポリシーに基づきご判断いただくことですが、実施要項第14の3(1)②のとおり、8月1日以降は、個別学力検査を実施する教科・科目の変更や個別学力検査の中止など、受験生に不利益を与える恐れのある変更は行わないようお願いします。

Q21 追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。

A 追試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも募集要項等で予め追試験に出題する教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q22 別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。

A 振替日程の試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも募集要項等で予め振替受験となる場合に受験する試験の教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q23 本来受験する予定だった試験で個別学力検査を実施している場合において、追試験は個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。

A 各大学のアドミッション・ポリシーのもと、受験生に求める能力や評価しようとする能力を、そうした代替措置で判断できると考えられる場合は可能と考えます。

(定員管理関係)

Q24 募集人員の考え方について、追試験を実施する場合、対象受験生は、本来受験する予定だった試験における受験生として取り扱うということでよいか。また、振替を実施

する場合、対象受験生は、振替先の試験の受験生として扱うということによいか。

A 貴見のとおりです。

Q25 選抜における最後の日程において追試験を設けた場合、追加合格者数が想定できず、入学定員充足率に影響が生じることが考えられる。令和4年度大学入学者選抜においても昨年度のような、入学定員超過に係る取扱いを緩和することは検討しているか。

A 受験生の受験機会の確保が図られるよう、各大学における個別学力検査の追試験や追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験振替が実施され、それらの試験により合格し、入学した者については、昨年度と同様、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金の入学定員超過率の算定における入学者には含めない方向で調整中です。

1 試験期日等(5)関係

Q26 資格・検定試験等を選抜の資料に活用している場合について、既に延期又は中止になった検定期等があり、受験生が出願時に必要な資料を準備できない場合には、例えば合否判定の開始前まで提出期限を延期することは可能か。

A 資格・検定試験については、様々な分野において入学者選抜で活用する大学が多い一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大によってこれらの試験が延期又は中止となることも予想されます。

このため、各大学においては、資格・検定試験を活用する場合には、延期又は中止となったこれらの試験を受検できなかったことをもって、入学志願者が不利益を被らないような代替措置を講じるようお願いしているところです。その対応方策の一つとしてご質問のような対応は妥当な措置の一つと考えます。

4 その他(1)関係

Q27 受験機会確保の方策について、大学が公表する際には、具体的な追試験の実施期日や振替先の日程、その教科・科目まで明示する必要があるのか。または、当該選抜において追試験や別日程への受験の振替を行うということのみ公表すればよいのか。

A 受験生の予見可能性を確保するため、可能な限り詳細な情報の公表をお願いします。

別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について

Q28 別紙様式1(調査書様式)の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。

A 別紙様式1の記載事項の順番や枠の配置については変更しないでください。

Q29 各都道府県教育委員会等が構築した校務支援システム等において、調査書の各欄に文字数制限があり、必要な情報が記載出来ない場合、どう対応すればよいか。

A 調査書の各欄の記載分量については、「調査書記入上の注意事項等について」の1のとおり、枠の大きさや文字の大きさは任意としており、特に制限は設けていません。一方、校務支援システム等において必要な情報が記載出来ない場合は、当該欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付しご対応ください。

Q30 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。その際、契印を押す必要があるか。

A 調査書が2枚以上となる場合は、高等学校や自治体の公印規則等の規定に従って、適切に対応してください。

規定がない場合は、その真正性について大学が確実に確認出来るように、高等学校において、厳封の上、一綴の資料として大学へ提出してください。

また、高等学校において調査書を作成する際に、資料の落丁、散逸を防止するため、学校長の判断で、様式欄外の各頁に志願者の氏名等を記載することやホッチキス等で綴じることなどの工夫をすることは可能です。

Q31 調査書の印刷の出力形式について、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、大学に提出して構わないか。

A 昨年度より、調査書の枚数は任意としていますが、印刷の出力形式については、提出先の大学に確認した上で、設置者や各高等学校の判断で対応してください。また、調査書の提出を受ける大学においては、高等学校等からA3用紙による調査書提出について事前確認がない場合でも、A4用紙での再提出などの負担を求めることは避け、提出された調査書を活用してください。なお、実施要項第5の6のとおり、過年度卒業生については、従前の様式による提出が可能です。

Q32 Q31について、「調査書記入上の注意事項等について」の4のとおりA4で出力する場合も大学に確認が必要なのか。

A Q31 はA3で出力することについてのご質問に対する回答です。「調査書記入上の注意事項等について」の4が原則になりますので、大学への問い合わせは不要です。

Q33 平成31年4月1日より、高等学校等では従来の「総合的な学習の時間」に代わり、新高等学校学習指導要領による「総合的な探究の時間」が先行実施（現高校3年生から）されていることから、本年6月4日付で周知されている実施要項の別紙様式1の調査書の「総合的な学習の時間」と表記されている箇所は、「総合的な探究の時間」としてもよいのか。

A 修正して構いません。

なお、文部科学省よりお示ししている新学習指導要領下での高等学校の指導要録（参考様式）は2022年4月1日以降に入学する者から適用することとしておりますが、先行して指導要録において「総合的な探究の時間」と名称を改め記録している高等学校等もありますので、本年6月9日付の事務連絡にて、調査書の「総合的な学習の時間」の欄の記載方法については、以下の取扱いとすることとし、周知していますので、調査書を受け取る大学においては、適切な運用をお願いします。

- ① 指導要録において「総合的な探究の時間」として記録している場合は、調査書の「総合的な学習の時間」と表記されている箇所にその内容を記載すること。
- ② 調査書に「総合的な学習の時間」と表記されている箇所を、「総合的な探究の時間」に修正しても差し支えないこと。
- ③ 各大学においては、高等学校等から提出される調査書の「総合的な学習の時間」の表記が「総合的な探究の時間」に修正されていても、同一のものとして扱うこと。

Q34 部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動, ボランティア活動, 留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいのか。

A 単に入賞歴を記載する場合であれば、「(5)表彰・顕彰等の記録」に記載すればよいと考えますが、指導要録に記載されている内容に応じて適切な欄に記載してください。

Q35 各大学等が求める能力・適性等は、全生徒について「8. 備考」欄に記載しなければ

ならないのか。

A 大学が当該大学の学部等に対する能力・適性等について記載を求めている場合において、特に高等学校長が推薦できる生徒について記載をしてください。

Q36 実施要項第 14 の2(2)について、「新型コロナウイルス感染症の影響により、出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。」こととされているが、「記載が少ないこと等」の「等」には、新型コロナウイルス感染症の影響による出席停止等も含まれていると理解してよいか。

A 貴見のとおりです。新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う「9. 出欠の記録」欄への記載内容（「出席日数」、「出席停止・忌引き等の日数」、「出席しなければならない日数」等）により、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようにお願いします。

Q37 「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて（通知）」（令和3年 10 月1日付け3文科高第 709 号 高等教育局長通知）の取扱いは、令和4年度大学入学者選抜に限る取扱いという理解でよいか。また、次年度以降はどのような取扱いになるか。

A 本通知は、あくまで令和4年度大学入学者選抜に係る取扱いを示すものです。なお、次年度以降の取扱いは、今回の取扱いも踏まえ、高校・大学関係者の協議を経て、毎年6月頃に通知する大学入学者選抜実施要項において、当該年度の大学入学者選抜における調査書の取扱いを通知する予定です。

Q38 同通知において、「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、「0」と記載すべきか。また、他の「出席しなければならない日数」なども同様に記載しなくてよいのか。

A 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」の欄のみを記載しないこととしていますので、これらについては空欄としてください。

Q39 同通知において、「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととさ

れているが、3年生の欄のみ記載しないということか。

A 一律に「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととしていますので、事由によらず、全ての学年の欄について空欄としてください。ただし、既に記入済みの「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」を改めて空欄にすることで新たな負担が生じる場合には、記入してあってもやむを得ないと考えます。

Q40 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載することができるのか。

A 予定どおり参加していれば、その状況を記載することとなっていた大会名等を記載することを想定しています。

Q41 調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいか。

A 各学校の文書規則等に基づき真正性が証明できるようご対応ください。

別添 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン

1. 関係

Q42 ガイドラインのとおりに入学者選抜を実施しなければならないのか。

A ガイドラインは、各試験場の衛生管理体制の構築等に当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものです。したがってこれらすべてについて必ず文言通り実施しなければならないという趣旨のものではありませんが、コロナ禍で入学者選抜を実施する上では、受験生の安全確保のためにどのような対応を取るのか社会的な説明責任を果たすことが各大学には求められると考えます。

Q43 文部科学省が通知しているガイドラインは各大学の個別入試を対象にしていると理解すればよいか。

A ガイドラインは、各試験場において新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受

験生に安心して受験できる場を提供する視点に立って、大学入試センター及び各大学が共通テスト及び個別入試における試験実施体制を整えるに当たって活用されることを想定しています。

なお、大学入試センターは、ガイドラインを基に共通テストにおける感染対策等を策定し、近日中に大学・教育委員会等へ周知しますので、共通テスト参加大学においては、大学入試センターの感染対策を順守し、試験の準備に遺漏のないようお願いします。

2. (1)関係

Q44 受験者間の距離が1メートルを超えていれば試験室の収容定員の半分程度を超える試験室で試験を実施してもよいのか。

A 受験者間の距離が1メートル程度確保され、その他ガイドラインで示している様々な感染防止策を講じていれば、試験室の確保について、追加的な対応は不要です。

Q45 発熱・咳等の症状がなく、マスクを着用できない受験生が複数名いた場合、2メートル以上の間隔での座席配置を行うことで、同室としてよいか。

A 別室は2メートル以上の間隔での座席配置を行うことを基本としていますので、同室にて受験させることも可能です。なお、マスクを着用できない受験生がいる試験室では、特に会話や他の受験生との接触がないよう注意喚起の徹底をお願いします。

Q46 マスクの着用が困難な受験生や、発熱・咳等の症状のある受験生の控室については、これら以外の一般の受験生の控室とは別に用意すべきか。

A 受験生の控室を設ける場合には、そのようにしてください。また、試験室と同様の感染防止策を講じてください。

Q47 試験前日など直前に学生又は教職員の感染が判明した場合でも予定どおり試験を実施することは可能か。

A 試験開始前 72 時間以内に学内の学生又は教職員の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒してください(消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます)。

また、ガイドライン2(1)⑤のとおり、体調不良などを訴える者がいる場合に備え、代

替の試験監督者等を確保しておくとともに、試験実施準備中から試験監督者等とその代替者の接触を避けることや、準備作業をグループ分けし、作業時間をずらすなどの工夫をすることで、円滑な試験実施ができるよう準備をお願いします。

Q48 学内感染者が活動した範囲が試験実施までに特定できない場合は、どのような対応が必要か。

A 当該感染者が確実に活動していない範囲で試験室を確保するか、当該感染者が活動した可能性がある試験室全体を消毒対象として対応するようお願いします。

Q49 受験前に受験生が濃厚接触者であるかどうかを確認する方法はあるのか。

A 試験実施大学が個々の受験生について濃厚接触者であるかどうかを確認することは困難であり、本人からの申告によって対応することが必要です。なお、濃厚接触者とは、あくまで保健所から特定された者のみであり、COCOAの通知などで特定されるものではありません。

Q50 Q49について、他の疾患等による追試験対象者と違い、診断書等での確認が出来ないことについて、自己申告のみで大学で判断してよいのか。

A 保健所において濃厚接触者であることを文書で証明する義務はないため、自己申告を受けて判断してください。

Q51 2. (1)⑨「面接試験、実技試験の実施」では、昨年ガイドラインにて「常時ドアを開放しておくこと」とされていた箇所が常時ではなくなった。一方で、2. (2)⑦「換気の実施」では、昨年記載がなかった「ドアの常時開放等の工夫」が記載されている。

昨年は面接試験でドアを常時開放したため、試験の公平性等の観点から試験室を離して設置しなければならず、試験室確保が難しかったが、今年度のガイドラインにおいて、面接試験等におけるドアの常時開放は必ず必要か。

A 2. (1)⑨は事前の準備であるため、常時開放は必須ではないものの、2. (2)⑦の試験当日の対応としてはより十分な換気やドア等を介した間接的な接触の回避から、試験実施上支障のない範囲で「ドアの常時開放」を例示しています。

各大学においては、試験室の環境等を踏まえ、十分な換気を実施するようお願いします。

ます。

Q52 受験生と接触する可能性のある試験監督者等にコロナワクチンの接種を推奨してもよいか。

A 試験場における感染症対策の一環として、試験監督者等にコロナワクチンの接種について協力をお願いすることは可能です。ただし、ワクチンの接種は強制ではなく、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われることや、医学的な事由により接種を受けられない人もいることを念頭に置いて、接種に際し細やかな配慮をお願いします*。

※(参考)厚生労働省HP(新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け) 1. 緊急事態宣言と政府の方針 問10)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q1-10

2. (2)関係

Q53 受験生に対し、試験当日はマスクの着用を義務付けることは可能か。

A ガイドライン「2. 試験場の衛生管理体制等の構築」(2)①においては、発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務づけるようお願いしています。なお、マスクを忘れた受験生のために事前に未所持者に提供可能なマスクを大学において準備いただくこともお願いします。

Q54 マスク着用の義務付けについて、試験時間中は会話をしないことから、マスクを外して受験することを希望する者がいる場合には、許可してもよいか。

A 会話をしない状況であっても、くしゃみ等によって飛沫が拡散することも起こり得ることから、マスク着用の上、受験させてください。

Q55 受験時に不織布製のマスクを着用するよう、受験生に周知してよいか。

A 政府のHPにおいても「品質の確かな、できれば不織布を着用してください。」(<https://corona.go.jp/proposal/>)と周知されていますので、周知することは適切だと考えますが、受験生が着用するマスクの材質のみを理由に受験を認めないなどの不利益

な取扱いにならないようご注意ください。

なお、マスクの効果に関しては、以下に掲載されていますので、ご参考ください。

(参考)マスクの効果について

https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf

(参考)マスクの効果に関する動画

<https://corona.go.jp/proposal/>

Q56 濃厚接触者として受験前に把握できた場合は、受験を控えてもらうべきか。

A 保健所が特定した濃厚接触者のうち、行政検査の結果が陰性であり、試験当日も発熱・咳等の症状がないことや別室受験等の要件を満たす場合には、各大学の判断で受験を認めることが可能です。

Q57 無症状の濃厚接触者が受験を希望する場合には必ず受験を認めないといけないのか。

A 共通テストについては、受験を認める際の要件すべてを満たせば、必ず受験を認めることとなりますが、各大学の個別学力検査においては、追試験等の代替措置も含めて受験機会が確保されるよう対応してください。

Q58 無症状の濃厚接触者の受験を認める場合の要件を満たしているかどうかの確認は、本人からの申告のみで大学が判断してよいのか。

A 本人からの申告を基にご判断ください。その際、以下の例のような項目について、受験生が自署した書面をFAX・メール等で提出させることが考えられます。また、口頭により確認した事項は、記録しておくことが適切と考えます。

(受験生から報告を求める例)

- ・受験番号
- ・試験場コード
- ・氏名及び緊急連絡先
- ・濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
- ・保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
- ・保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
- ・保健所によるPCR検査の結果(一般のクリニック等での検査では受験要件を満たさないこと。)

Q59 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。

A 自家用車の他、レンタカーなど、無症状の濃厚接触者である受験生とその同乗者が確実に特定できる交通手段を想定しています。

なお、無症状の濃厚接触者であっても一定の要件を満たす場合には受験できることを可能としたのは、あくまでも受験機会を最大限に確保するためであり、各大学の個別学力検査において、追試験等の代替手段により受験機会が確保されている場合には、交通手段の確保が難しい受験生に対し、そうした選択肢も含めて、受験生が選択できるようご指導いただくことが考えられます。

Q60 昼食時間は、例年、午前中の試験終了後から午後の試験開始までの休憩時間に設定している。このような設定の仕方をしていれば「時間を限定して設定」したことになるのか。

A ガイドラインにおいて昼食時間を限定して設定することとした趣旨は、感染リスクが高くなる飲食の時間を可能な限り限定することで感染リスクの低減を図るためですので、この趣旨を踏まえた昼食時間の設定をお願いします。

Q61 昼食以外の飲食について、受験生の控室などでの飲食は禁止とするべきか。

A 感染拡大防止のため、控室での飲食については、水分補給やのど飴をなめること等、必要最小限となるような対応が適切と考えます。

Q62 全員一律に検温する必要はないとのことだが、当日の朝に検温をし忘れた受験生に対して、検温できるスペースを設けることは可能か。

A 受験生から検温を希望する申出があった場合には、休養室等に案内し、対応してください。

3. 関係

Q63 新型コロナウイルス感染症に罹患していたため入院していた者が退院した場合に、

退院直後であっても受験を認めることは可能か。

- A 医療機関を退院した者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 22 条の「病原体を保有していないこと」に該当する者になりますので、受験を認めてください。

Q64 ガイドライン3. ③に新型コロナワクチンの接種を受験要件としないことと明記されているが、同ガイドラインの3. ⑦では、受験生に予防接種を受けておくことが望ましいと明記されており、矛盾しているのではないか。

- A ガイドラインの対象疾患は新型コロナウイルス感染症ですので、ガイドラインの3. ⑦(2. (1)⑭)においても同じ。)の「他の疾患の罹患等のリスクを減らすため」とは、新型コロナウイルス感染症以外を指していることになります。

Q65 新型コロナウイルスのワクチン接種の有無を受験要件にはしないということであるが、大学の判断で接種者と未接種者の試験室を分けて試験を実施しても良いか。

- A 適切ではないと考えます。ワクチン接種を受けるかどうかは本人の意思や様々な事情等にも左右されるものであり、また、感染症ガイドラインは、専門医の監修のもと、それに則り対応すれば試験場での感染は防止できるという内容で構成されているものですので、これに基づき対策を徹底してもらうことが重要です。

Q66 新型コロナウイルスに罹患していないことの証明や新型コロナワクチンの接種を受験要件にすることはできないが、任意にそうした情報を受験生から提出してもらうことは可能か。

- A そうした情報を受験生に提出してもらうことについて、合理的に説明できる理由があれば可能だと考えます。その場合でも、提供を要請する趣旨を受験生に説明した上で、証明がないことやワクチンを接種していないことを理由に当該受験生を不利益に取り扱うことがないことを受験生に明示してください。

Q67 3. ⑤に「37. 5度以上の熱がある場合は受験を取り止め」と記載があるが、平熱が高い受験者や、緊張等により37. 5度以上の熱が出る受験者がいることが想定される。

この場合に37.5度という基準をどのように取り扱えばよいか。

- A 3. ⑤はあくまで受験生に対する要請であり、一つの目安として示しているものですが、3. ④のとおり発熱・咳等の症状のある場合は、基本的には受験を取り止め、追試験等の受験を検討することとしていますので、各大学においては追試験等の受験機会の確保に遺漏のないようお願いします。

Q68 何のために受験生に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の導入を推奨するのか。

- A 受験生が自らのケアを迅速に行うことができるものであり、受験前の健康管理の一貫として推奨するものです。なお、通知を受けたことで直ちに濃厚接触者と特定される訳ではありませんので、受験生から相談があった場合には、保健所等の指示に従い、適切な対応を取るようご説明ください。

Q69 COCoAをダウンロードしている受験生が受験時に感染していた場合や濃厚接触者だった場合には、何らかの情報が大学にも連絡されるのか。

- A COCoAはダウンロードした者が感染症陽性者と接触した可能性がある場合に本人のみに通知されるものであり、大学を含めて本人以外に情報は提供されないことから、受験時には、感染していたり、濃厚接触者であることは本人の申告によることとなります。

なお、ガイドライン2(3)③の通り、試験終了後に、感染が判明した者がいた場合には、保健所等の行政機関からの要請があれば、必要な調査に協力することが必要です。